【規程番号　行法Ⅳ－003】

# 学校法人行吉学園規程集取扱要領

（趣　旨）

**第１条**　この要領は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）が編纂する学校法人行吉学園規程集（以下「規程集」という。）の編集及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（収録の範囲）

**第２条**　規程集に収録するものは、学園及び学園が設置する大学等が定める寄附行為、学則、規程、規則及び内規等（以下「規程等」という。）とする。

（規程集の利用等）

**第３条**　前条の規定により編纂した規程集は、学園が所有する閲覧用システムに掲載する電磁記録により利用に供するものとする。

２　規程集の閲覧は、教職員及び理事長が特に許可した者（以下「閲覧者」という。）に限るものとする。

（規程集の管理）

**第４条**　所属の部長等（以下「所属長等」という。）は、所管する規程等の改廃を行ったとき及び収録すべき新たな規程等を制定したときは、速やかに電磁記録によるデータベース（以下「データベース」という。）により総務企画部長に通知するものとする。

２　総務企画部長は、前項に定める通知があったときは速やかに規程集を整備し、その内容を閲覧用システムに掲載するものとする。

（規程の複写等）

**第５条**　規程集に登載された規程等の複写は、学園の業務遂行上必要な場合に限るものとし、複写した規程等は閲覧者が責任をもって管理するものとする。

２　前項により複写した規程等は、所属長の許可なくして学園外の者に提供してはならない。

（規程集の贈与）

**第６条**　理事長が必要と認めた場合は、学園と重要な関係を有する機関等に規程集を贈与することができる。

（事　務）

**第７条**　規程集に関する事務は、総務課（総務人事担当）において行う。

（補　則）

**第８条**　この要領に定めるもののほか、規程集の取扱いに関し必要な事項は理事長が別に定める。

**附　則**

この要領は、平成 20 年 5 月 15 日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成 21 年 8 月 6 日から施行する。

**附　則**

この要領は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）